

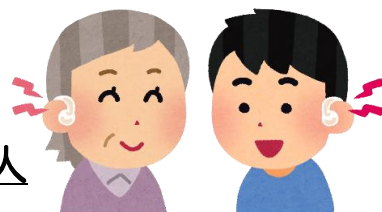
燕市軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業

難聴による認知症やうつ病等の予防を目的として、18歳以上の方を対象に、補聴器購入費を助成します。

対象者

燕市内に住所があり、つぎの要件をすべて満たす人

- ① 18歳以上の人
- ② 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の人、または、
医師が補聴器装用の必要を認めた人
- ③ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない人
- ④ 市税等に滞納がない人



助成額

※必ず購入前の申請が必要です。



| 区分 | 助成額 | 上限額 |
|-----------------|--------------|---------|
| 生活保護世帯・市民税非課税世帯 | 購入費の額 | 50,000円 |
| 市民税課税世帯 | 購入費の額の 1 / 2 | 30,000円 |

その他

- ・助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再申請はできません。
- ・修理費や付属品単体の購入費は、助成の対象外となります。

申請に関するお問合せ

燕市健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

住所 燕市吉田西太田1934番地

電話 0256-77-8175

申請の流れ
は裏面へ

～手続きの流れ～

※⑤の交付決定通知を受ける前の購入は対象外になるのでご注意ください。

